

取引事業者 各位

国立大学法人鹿屋体育大学
経営戦略課会計室

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

標記の件について、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっており、売手（取引事業者様）・買手（本学）双方に新たな義務が課されます。

については、公開されている当該制度に関する情報を下記のとおりご案内いたしますのでご参照いただけますようお願いいたします。

また、適格請求書発行事業者の登録申請についてもインボイス制度が導入されるまでに済ませていただきますようお願いいたします。

記

■制度に関するもの

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

■免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html